

## 佐賀県告示第 112 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 31 年 3 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西松浦郡有田町	中島川 1 (401 I -025) 中島川 2 (401 I -026)	土石流	次の図のとおり
西松浦郡有田町泉山二丁目	中樽 3-1 (401 I -038_1)	急傾斜地の崩壊	
西松浦郡有田町上幸平一丁目	泉山 10-1 (401 I -057_1) 泉山 10-2 (401 I -057_2) 上幸平 3 (401 II -065) 上幸平 2-1 (401 II -066_1) 上幸平 2-2 (401 II -066_2)		
	中島川 3 (401 I -027) 年木谷川 (401 I -028) 中島川 (401 II -004)	土石流	
西松浦郡有田町上幸平二丁目	上幸平 4 (401 II -082)	急傾斜地の崩壊	
西松浦郡有田	中樽 1-1 (401 I -035_1) 中樽 1-2 (401 I -035_2)		

町中樽 一丁目	中樽 1-3 (401 I -035_3) 中樽 1-4 (401 I -035_4) 中樽 17 (401 II -069) 中樽 8 (401 II -070) 中樽 16 (401 II -072) 中樽 18 (401 II -073)	
	舞々谷川 (401 I -056)	土石流
西松浦 郡有田 町中樽 二丁目	中樽 4 (401 I -037) 中樽 3-2 (401 I -038_2) 大谷口-1 (401 I -039_1) 大谷口-2 (401 I -039_2) 大谷口-3 (401 I -039_3) 大谷口-4 (401 I -039_4) 中樽 13 (401 II -076) 中樽 12 (401 II -080) 岩谷川内 4 (401 II -081) 中樽 20 (401B II -011)	急傾斜地 の崩壊
	大谷口川 1 (401 I -060) 大谷口川 2 (401 I -061) 大谷口川 3 (401 I -062) 大谷川 (401 II -035)	土石流
西松浦 郡有田 町中樽 三丁目	中樽 7-1 (401 I -036_1) 中樽 7-2 (401 I -036_2) 中樽 9-1 (401 I -040_1) 中樽 9-2 (401 I -040_2) 中樽 5-1 (401 I -041_1) 中樽 5-2 (401 I -041_2) 中樽 14 (401 II -074) 中樽 6 (401 II -075)	急傾斜地 の崩壊
	保屋谷川 1 (401 I -057) 保屋谷川 2 (401 I -059)	土石流
西松浦 郡有田 町外尾 町	外尾町 1-1 (401 I -014_1) 外尾町 1-2 (401 I -014_2) 外尾町 1-3 (401 I -014_3)	急傾斜地 の崩壊
	椎谷川 4 (401 I -013)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)